

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26380061

研究課題名（和文）国籍の取得・喪失原理に関する基礎的研究

研究課題名（英文）A Study for Principles of Acquisition and Loss of Nationality

研究代表者

佐野 寛 (SANO, HIROSHI)

岡山大学・社会文化科学研究科・教授

研究者番号：40135281

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、血統主義や重国籍の防止等のわが国国籍法の基礎となっている国籍の取得、喪失に関する基本原理について、比較法研究、アジア諸国における日本国籍の取得、喪失に関する実態調査を通じて、その課題を明らかにし、現行国籍法の立法的課題を探ることを目的としている。

本研究の成果としては、韓国の西江大学（ソウル）および台湾の東呉大学（台北）において、それぞれ日韓、日台の国籍法セミナーを開催し、各国の国籍法の課題を明らかにするとともに、日本の国籍法については、国籍留保制度の問題点を指摘した。

研究成果の概要（英文）：This Study aims to compare the principles of acquisition and loss of nationality in Asian countries and analyze how people acquire or lose Japanese Nationality in those countries in practice.

From this study we have made clear the differences among the policies of nationality law of those countries and pointed out the problems of “reservation of nationality system” in Japanese Nationality Law.

研究分野：社会科学・法学・国際法学

キーワード：国籍 国籍法 国際私法 血統主義 重国籍防止 国籍の留保

1. 研究開始当初の背景

(1)わが国の国籍法は、血統主義を比較的純粋な形で採用しているが、国籍の取得については、単に生物学的な出自を示す血統を絶対視するものではなく、国籍取得の時点(出生時か出生後か)、法的な親子関係の存否、出生地の内外(例えば、国籍留保制度)などを考慮することによって、「わが国との密接な結び付き」が必要であると解されている(最大判平成20年6月4日民集62巻6号1367頁参照)。しかし、国籍法3条1項を憲法違反と判断した上記最高裁判決後の国籍法改正(平成20年法律88号)においても、このような「わが国との密接な結び付き」の要件については必ずしも十分な議論がなされな

いままとなっている。

(2)他方、父母両系血統主義を採用する国籍法が増加する中で、重国籍者の数は今後ますます増加するものと考えられる。わが国の国籍法は、重国籍に対して厳格であり、国籍離脱制度の他に、国籍選択および国籍留保の制度を設けるなど、重国籍の解消に関して積極的な立法政策を採用している。これに対して、ヨーロッパ諸国においては、むしろ重国籍を容認する傾向にあり、重国籍を認めた上で、その具体的な課題が議論されている。

(3)このように、個人の生活がグローバル化する中で、血統主義、中国籍の防止、個人の意思の尊重等、これまでわが国国籍法の基礎となってきた諸原理について、その意義を確認し、現在における妥当性を検討することは今日における喫緊の課題である。

2. 研究の目的

(1)本研究は、上述のような問題意識に基づいて、血統主義や重国籍防止などのわが国国籍法の基礎となっている国籍の取得・喪失に関する基本原理について、次の3つの点から分析、検討を行うことを目的としている。

(2)第1に、それらの基本原理について、理論的観点から検討を加え、現在の国際社会におけるその意義と問題点を明らかにする。

(3)第2に、それらの基本原理が実際にどのように機能しているかについて、日本と関わりが深いアジア諸国で聞き取り調査を行い、それらの国との関係で、日本国籍がどのように取得され、また喪失されているかの実態を分析する。

(4)以上の理論的考察および実態分析を基礎として、現行の国籍法の問題点を浮き彫りにし、わが国国籍法の現在の国籍の取得・喪失規定を見直す基礎的な手がかりを得る。

3. 研究の方法

(1)国籍法の諸原理に関する基礎的研究につ

いては、溜池良夫教授の一連の研究や芹田健太郎教授の「国籍唯一の原則」に関する研究の他、山田鎌一教授他による体系書、木棚照一教授の注釈書などがあるが、近時は国籍法の解釈に関するものが中心であり、基礎的な研究は十分ではない。

(2)本研究は、それらの研究を基礎とし、アジア諸国における聞き取り調査を実施することにより、それらの国々との関係における日本国籍の取得・喪失の実態を明らかにすることで、現行の国籍規定を見直す手がかりを得ようとするものである。具体的には、次のような研究方法で研究を実施した。

(3)まず、国籍の取得・喪失原理に関して、EUを中心としたヨーロッパ諸国における近時の議論を整理・分析することにより、現在の国際社会におけるその意義と問題点を明らかにする。国籍は、わが国の国際私法上、身分関係に関する法律問題の主要な連結点とされており、国籍問題の検討に関しては、国際私法における本国法主義との関係も考察の対象に含めることが重要である。この理論研究については、主として、国内外の文献、判例および立法資料を収集・分析することによって研究を実施した。

(4)次に、わが国と関係が深いアジア諸国(韓国、中国、台湾、フィリピン等)の研究者、実務家に聞き取り調査を行い、それらの諸国における国籍の取得・喪失、とくに日本国籍の取得・喪失の現状について実態分析を行う。

(5)以上の理論研究および実態調査を基礎として、わが国の現行国籍法の問題点を析出し、現在の国籍の取得・喪失規定を見直す基礎的な手がかりを得る。

4. 研究成果

本研究によって得られた具体的な成果は、次の通りである。

(1)まず、国籍の取得・喪失原理に関して、その意義を明らかにするため、国際私法における本国法主義との関係について、理論的な検討を行った。後掲の学会発表および雑誌論文は、その成果の一部であり、各国の国籍法が重国籍を容認する方向にあることにより、国籍を連結点とする本国法主義の実施的な意義に変化が生じていることを明らかにした。

(2)次に、アジア諸国の国籍法に関する実態調査については、韓国、中国、台湾およびフィリピンに関して調査を行った。韓国に関しては、研究分担者である青木の一連の研究(図書、雑誌論文、)が日韓の二重国籍問題を明らかにした。とくに、図書は、その学術的成果により、2017年3月に、

第 28 回尾中郁夫・家族法學術奨励賞を授与された。また、実態調査としては、学会発表 および において、2015 年 9 月にソウルにおいて国籍法に関する日韓セミナーを開催し、日本と韓国の国籍問題について韓国の研究者と意見交換を行った。さらに、フィリピンについては、Japanese-Filipino Children (JFC) に関して、JFC ネットワークに聞き取り調査を行い、フィリピンにおける JFC の現状を把握はあくし、また台湾については、2017 年 2 月に「日台国籍法研究会」を東呉大学（台北）において開催し、台湾の研究者と意見交換を実施した。このほか、連携研究者である伊藤は、アジア諸国の家族法について精力的な研究を行い、その成果を学会発表 および 、図書 および として公表した。

(3)以上の理論研究および実態調査を基礎として、現行のわが国国籍法の立法論的な課題について検討を加え、その一部を公表した。とくに、国籍留保制度の問題点を指摘したのが、学会発表 および雑誌論文 である。国籍留保制度については、平成 27 年 3 月 10 日の最高裁判決が合憲判決を下したが、上述した JFC の問題等、日本人の血統を有する子でも日本国籍を取得できないことを認めるものであり、現行法上は合憲であるとしても、立法政策としては抜本的な検討が必要であることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 7 件)

佐野 寛、法適用通則法における本國法の意義、国際法外交雑誌、査読有、115 巻 3 号、2016、46-67

青木 清、韓日二重国籍と姓(氏)(原題：ハングル)、国際私法研究(韓国国際私法学会)、査読有、22 巻 2 号、2016、577-594

伊藤 弘子、アジアにおける同性婚の法的対応、戸籍時報、査読無、439 号、2016、2-12

佐野 寛、国籍法 12 条と憲法 14 条 1 項、平成 27 年度重要判例解説(ジュリスト)、査読無、1492 号、2016 年、294-295

青木 清、家庭法院の機能強化と国際私法、東北亜法研究、査読無、9 巻 1 号、2015 年、49-62

青木 清、日韓国際結婚の姓(氏)、韓南法学研究、査読有、3 号、2015 年、133-146

伊藤 弘子、わが国における初めてのハーグ条約に基づく国外への子の返還決定につ

いて、戸籍時報、査読無、722 号、2015 年、32-33

〔学会発表〕(計 6 件)

伊藤 弘子、多元的法秩序と家族関係、国際法学会、2016 年 9 月 10 日、静岡県コンベンションアーツセンター(静岡県、静岡市)

伊藤 弘子、準拠法たる外国法不明の場合の処理、国際私法学会、2016 年 6 月 4 日、名古屋国際会議場(愛知県・名古屋市)

佐野 寛、国籍留保制度の合憲性、国籍法に関する日韓国際セミナー、2015 年 9 月 4 日、ソウル(韓国)

青木 清、韓・日二重国籍とその国民登録、国籍法に関する日韓国際セミナー、2015 年 9 月 4 日、ソウル(韓国)

伊藤 弘子、Resolving Legal Conflicts in International Custody Dispute Cases、The Second International Conference on Legal Institution Design-Legal Pluralism and Governance、2015 年 2 月 23 日、名古屋大学(愛知県・名古屋市)

佐野 寛、法適用通則法における本國法主義の意義、国際法学会、2014 年 9 月 20 日、朱鷺メッセ新潟コンベンションセンター(新潟県・新潟市)

〔図書〕(計 4 件)

孝忠 延夫他(伊藤 弘子: 分担執筆)、成文堂、現代のイスラム法、2016、103-146

青木 清、信山社、韓国家族法 伝統と近代の相剋、2016、242

櫻田 嘉章・佐野 寛・神前 禎編著、有斐閣、演習国際私法 Case 30、2016、319

床谷 文雄・本山 敦編著(伊藤 弘子: 分担執筆)、日本評論社、親権法の比較研究、2014、373-399

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.law.okayama-u.ac.jp/~sano/>

6. 研究組織

(1)研究代表者

佐野 寛(SANO Hiroshi)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授

研究者番号：4 0 1 3 5 2 8 1

(2)研究分担者

青木 清(AOKI Kiyoshi)

南山大学・法学部・教授

研究者番号：80159277

(3)連携研究者

伊藤 弘子(ITO Hiroko)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究
院)・准教授

研究者番号：90340364